

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年10月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第51号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第43条の2第1項第19号ウ中「住民票の写し」の右に「, 除票の写し」を, 「戸籍の附票の写し」の右に「, 戸籍の附票の除票の写し」を, 「及び住民票」の右に「又は除票」を加える。

附 則

この規則は, 公布の日から施行する。

(会計室)